

議員提出議案第2号

青少年健全育成基本法制定を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成30年7月5日

福祉生活病院常任委員会

委員長 銀杏 泰利

青少年健全育成基本法制定を求める意見書

次代の日本を担う青少年が誇りと責任を自覚し、輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きることは、我が国社会の将来の発展につながるものであり、そのためには青少年の健全な育成が欠かせない。我が国においては、これまでにも青少年の健全な育成のための様々な取組が各分野において進められてきたが、なお一層の努力が必要である。

青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたるものであり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民の協力と密接な連携のもと、国民的広がりをもった一体的な取組が不可欠である。

また、少子高齢化や人口減少が急激に進展する中にあって、地方創生や社会保障問題が国家的な課題となっており、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっている。

については、青少年が健全に育ちゆく環境を整えることを主眼とした青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることなどにより、総合的に推進することを目的とした、「青少年健全育成基本法」の一日も早い制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
文部科学大臣